

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 7 年 4 月 14 日

札幌市長 秋 元 克 広

記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市財政局税政部固定資産税課土地係 電話(011)211-2228

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 令和 7 年度空中写真画像データ作成及び家屋異動判読業務
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和 8 年 2 月 28 日まで
- (4) 入札方法 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (2) 令和 7・8 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が「測量業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全ではない者。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 札幌市内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (7) 過去 10 年間（平成 27 年度から令和 6 年度）に国又は地方公共団体（都道府県及び政令指定都市に限る）から直接受託して空中写真画像データ（オルソ画像データ）を作成し納品するとともに、空中写真画像データ並びに機械及び目視による家屋異動判読によって抽出された家屋異動判読データを作成し納品した実績があり、本業務を確実に履行し得ることを証明した者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記1に同じ。また、下記 URL のホームページからダウンロードできる。
<http://www.city.sapporo.jp/citytax/keiyaku/keiyakujouhou.html>
- (2) 入札の日時及び場所
令和7年5月8日（木）午前11時30分
札幌市役所本庁舎 2階 税政部会議室
- (3) 入札書の提出方法
入札書は、郵送又は持参により提出すること。
- (4) 開札
上記(2)の場所にて行う。

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。
ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。
- (3) 入札の無効
ア 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があつたにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法等
ア 落札者の決定
札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留の上、下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有すると確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。
なお、落札候補者となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。
イ 入札参加資格の審査
落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して３日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記３に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(6) 詳細は入札説明書による。